



法人市民税更正請求書

年月日 (あて先) 大崎市長 殿	※ 処 理 事 項	発信年月日		管理番号																						
		通信日付印	確認印																							
所在地及び電話番号 〒 (電話)																										
(ふりがな) 法人名及び法人番号 (法人番号)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																									
(ふりがな) 代 表 者 氏 名																										
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。																										
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	年 月 日 から 年 月 日まで																									
摘 要	更正の請求前		更正の請求後																							
課税標準額等																										
税 額 等	(法人税割額)		(法人税割額)																							
	(均等割額)		(均等割額)																							
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合	法定納期限		年 月 日																							
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合	第1号の判決等の確定日		年 月 日																							
	第2号の更正・決定等のあった日		年 月 日																							
	第3号の政令で定める理由の生じた日		年 月 日																							
法第321条の8の2の 更正の請求の場合	国の税務官署の更正の通知日		年 月 日																							
更正の請求をする理由 及び請求をするに至った 事情の詳細その他 参考となるべき事項																										
連結親法人の本店 所在地及び電話番号 〒 (電話)																										
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号 (法人番号)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																									
還付請求金額																										
還付を受けようとする金 融機関及び支払方法	銀行	支店	口座番号	(普通・当座)	<table border="1"> <tr> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>																					
関与税理士署名押印	(電話)																									

※法人税の更正通知書の写し等、課税標準又は税額等が過大であること等の事実を証する資料を添付してください。

第10号の4様式記載要領

- 1 この請求書は、法人の市町村民税について、法第20条の9の3第1項若しくは第2項又は第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合に使用すること。
- 2 法人課税信託の受託者が当該法人課税信託について、各事業年度の法人税額を課税標準とする市町村民税の法人税割の更正の請求をする場合にあっては、「法人名」の欄には法人課税信託の名称を併記すること。
- 3 この請求書は、更正の請求をする事務所又は事務所所在地の市町村長に1通提出すること。
- 4 「法人番号」欄には、法人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 5 「課税標準等」の欄には、課税標準及びこれから控除する金額並びに欠損金額等を記載し、「税額等」の欄には、納付すべき税額及びその計算上控除する金額並びに申告書に記載すべき還付金の額に相当する税額及びその計算の基礎となる税額について、均等割額と法人税割額をそれぞれ記載すること。
- 6 「国の税務官署の更正の通知日」の欄は、更正の請求の対象となる連結事業年度において当該請求を行う法人が連結子法人(法人税法第2条第12項の7に規定する連結子法人をいう。以下この記載要領において同じ。)である場合にあっては、当該連結子法人との間に連結完全支配関係(同条第12号の7の7に規定する連結完全支配関係をいう。以下この記載要領において同じ。)がある連結親法人(同条第12号の6の7に規定する連結親法人をいう。以下この記載要領において同じ。)又は当該連結子法人との間に連結完全支配関係があった連結親法人が国の税務官署から受けた更正の通知日を記載すること。
- 7 「更正の請求をする理由及び請求をするに至った事情の詳細その他参考となるべき事項」の欄には、その理由等を具体的に記載するとともに、課税標準等又は税額等が過大であること等の事実を証する資料(法第321条の8の2の規定に基づき更正の請求をする場合には、法人税の更正通知書写)を添付すること。なお、この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、当該欄に「租税条約の実施に係るもの」と記載すること。
- 8 「連結親法人の本店所在地及び電話番号」の欄及び「連結親法人の名称及び法人番号」の対象となる連結事業年度において連結子法人である法人が記載すること。